

課税標準額

「課税標準額」とは、年間の総収入金額から必要経費等を引いた「総所得金額」から「所得控除額」（社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除など）を引いた金額です。

収入金額 <small>その年に確定した収入金額や支払を受けた金額</small>	-	必要経費等 <small>収入を得るために費やした金額や給与所得控除金額等</small>	=	所得金額 <small>(例) 事業・配当・不動産・給与・譲渡・一時・雑等の種類があります。</small>
所得金額 <small>各所得金額の合計額から純損失・雑損失の繰越控除をした金額</small>	-	所得控除額 <small>各種所得控除の合計額</small>	=	課税標準額 <small>1,000円未満切り捨て</small>

用語説明

分離課税

山林所得、譲渡所得(土地建物等の譲渡・株式等)、先物取引の雑所得・退職所得

人的控除

基礎控除や扶養控除など、本人や扶養家族の控除のこと

人的控除一覧

区 分		人的控除額の 差 額	人 的 控 除 額	
			所 得 税	住 民 税
配偶者控除	一 般	5万円	38万円	33万円
	老 人	10万円	48万円	38万円
扶 養 控 除	一 般	5万円	38万円	33万円
	特 定	18万円	63万円	45万円
	老 人	10万円	48万円	38万円
	同 居 老 親	13万円	58万円	45万円
同居特別障害者加算		12万円	35万円	23万円
障害者控除	普 通	1万円	27万円	26万円
	特 別	10万円	40万円	30万円
寡 婦 (夫) 控 除		1万円	27万円	26万円
特 別 寡 婦 控 除		5万円	35万円	30万円
勤 労 学 生 控 除		1万円	27万円	26万円
基 礎 控 除		5万円	38万円	33万円
配偶者特別控除	合計所得金額 38万円超40万円未満	5万円	38万円	33万円
	合計所得金額 40万円超45万円未満	3万円	36万円	33万円